

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年4月15日（平成28年（行個）諮問第65号）

答申日：平成28年6月9日（平成28年度（行個）答申第33号）

事件名：本人に係る特定の答申に関する文書の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書12（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の利用停止請求に対し、平成28年3月11日付け20160212統第4号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

異議申立人が提出した利用停止請求書に記載したとおり、経済産業省の鉱工業動態統計室長が目的外利用を行ったことは、室長自らが「対処の依頼」をしたことは認めており、ほぼ明らかであることに加え、同室の担当者も、特定日付けの異議申立人へのメールにおいて「法定以外の第三者（職員）にも一応確認をとったりしていたため」と、開示請求とは直接関係のない職員に対して何らかの照会をしていたことを記載しているなど、鉱工業動態統計室の個人情報の管理体制・姿勢には多大な問題があることはほぼ間違いない事実であると考えられることから、何ら利用停止も行わないことは行政機関の対応としては極めて不適當である。

よって、経済産業省として改めて利用停止について検討いただくべく異議申立てを行う。

（2）意見書

法38条には「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と記されている。

諮問庁の調査統計グループの「関係者」が審査会に提出した理由説明書には、「諮問庁において改めて事実関係を確認したが、利用停止請求のあった本件対象保有個人情報、当該事務に関係する部門、職員以外に提供された事実は認められず、保有個人情報の目的外提供には当たらない。」と主張しているが、法38条の趣旨に鑑みれば、事実は認められなかった、あるいは、断定するまでには至らなかったかどうか利用停止の要件ではなく、異議申立人の示した利用停止請求の理由が個人情報の適正な取扱いを求めるに足るかどうか。平成27年4月の特定個人の既になされてしまった行為を直接とがめるためではなく、疑われても仕方ない事実が散見されたという異議申立人の示した論拠や証拠を前提として、そのような疑われるような事態が起きないように、この先のために利用停止を行うべきかどうかという観点で利用停止か不利用停止かが判断されるべきだと思う。

異議申立人は諮問庁の特定課に呼び出しを受け、鉱工業動態統計室の特定個人配下のスタッフの疲弊や退職を、個人としての開示請求を行っている異議申立人の責任であるかのように、公私を混同し、しかも相当に婉曲された内容で、特定個人が特定課に対し「対処の依頼」をしたことにより、異議申立人は私事であるにもかかわらず弁明を結果として強いられた。開示請求者の立場であるので弁明の必要は本来はなかったわけであるが、異議申立人の人格そのものを疑われかねない歪曲されている部分について特定課の誤解を解いておく必要はあると感じたためである。

そしてこの単なる目的外利用ではなく、歪曲された内容により、特定課に対する特定個人の「対処の依頼」と称するいわば歪曲された異議申立人が開示請求を告げ口されたということに憤りを感じたため、特定室に対して通報を行った。同時に、特定個人と異議申立人との電話での会話の中で特定個人が「対処の依頼をした」ことは認めた旨の発言の録音記録も特定室に提出している。また、早期の収拾を期待し、通報内容に係る調査統計グループへの情報の共有すら認めている。

すなわち、これらの事実は調査統計グループの特定個人を中心とする「関係者」も平成27年4月から承知しているはずの事実である。

このようにあえて情報をオープンにしてまで行った通報や特定課への弁明という事実・実態・経緯がありながら、異議申立人の利用停止請求には請求の理由が全くないと、調査統計グループではなく、諮問庁全体として言い切れるのか。

鉱工業動態統計室長への質問状のような、とても「個人情報の適正な取扱い」が行われているとは思えないような不適切な対応が、鉱工業動態統計室においては平然と行われているのが現状である。

残念ながら、そのような室長が異議申立人の一連の開示請求に係る個人情報管理責任者の立場にある中で、「諮問庁において改めて事実関係を確認した」と主張されても、どのような確認をされたのか、異議申立人の示した事実・実態・経緯との関係についても何ら触れずに、諮問庁として主張の根拠も何ら示さずに言い切られただけでは到底納得はすることはできない。

繰り返しになるが、既に行われてしまった特定個人の「対処の依頼」の事実関係の調査は、異議申立人は通報により諮問庁の特定室に現在も委ねているので、そのことを追及しているのではない。

この先、目的外利用や漏えいと疑われても仕方がないような事態が諮問庁内において再発しないよう、将来のために、個人情報の適正な取扱いを確保するために、必要な限度で、提供の停止の措置を、諮問庁全体として対応いただくことを期待する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

異議申立人が行った「特定の保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」についての保有個人情報の利用停止請求に対し、処分庁は、保有個人情報の利用停止をしない旨の原処分を行った。

2 本件対象保有個人情報

本件利用停止請求において特定される本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる文書1から文書12の開示文書である。

3 原処分及びその理由

処分庁は、本件利用停止請求を受け、利用停止請求のあった保有個人情報は、法に基づく保有個人情報の開示請求に関係する事務に利用することをその利用目的としているところであり、当該保有個人情報については、当該事務に関係する部門、職員以外に提供された事実は認められず、保有個人情報の目的外提供には当たらないことから、法36条1項2号における法8条1項及び2項の規定に違反して提供されているときに該当しないため、利用停止（提供の停止）をしないこととする旨の原処分を行った。

4 異議申立人の主張についての検討

本件異議申立てにおいて、異議申立人は、保有個人情報が目的外利用されているのではないかとし、処分庁の保有個人情報の管理体制に問題がある旨の主張をして、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の利用停止を求めている。

本件異議申立てを受けて、諮問庁において改めて事実関係を確認したが、利用停止請求のあった本件対象保有個人情報は、当該事務に関係する部門、職員以外に提供された事実は認められず、保有個人情報の目的外提供には当たらない。

したがって、処分庁の原処分は妥当である。

5 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年4月15日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月23日 | 審議 |
| ④ 同月24日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年6月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、「特定の保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」による決定に基づき開示を受けた本人に係る保有個人情報（本件対象保有個人情報）の利用停止を求めるものである。

諮問庁は、法36条1項2号に該当しないとして利用不停止とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止の要否について

法36条1項2号は、法8条1項及び2項の規定に違反して提供されているときには、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる旨を規定している。

本件利用停止について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書1ないし文書12は、異議申立人からの開示請求を受け、経済産業省が特定の諮問事件の審査のために情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出した全ての文書（理由説明書を含む。）及び当該文書の作成、取得等の意思決定等のために作成、利用及び共有した文書のうち、開示請求時点で保有していた文書を異議申立人が請求する本人に係る保有個人情報が記載されている文書として特定し、その一部を開示するとの決定をしたものであり、文書1は諮問の決裁書、文書2ないし文書5は諮問書作成のための諮問庁内における協議・検討内容、文書6及び文書10は審査会とのやり取り、文書7ないし文書9は審査会への対応についての諮問庁内における協議・検討内容、文書11は諮問庁から審査会への連絡につき、諮問庁内で共有したもの、文書12は審査会から送付された意見書の写しであり、特定の諮問事件の審査の目的以外に使用しておらず、法8条1項及び2項の規定に違反して提供していないとのこと

であった。

諮問庁から本件文書の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報の内容は諮問庁の上記説明のとおりであり、本件対象保有個人情報について法8条1項及び2項の規定に違反して特定の諮問事件の審査という利用目的以外の目的のために提供していないとする諮問庁の上記説明は首肯できるものであり、それを覆すべき事情も認められないことから、処分庁が、本件対象保有個人情報について、同条1項及び2項の規定に違反して提供しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に当たらないので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 1 審査会への諮問について
- 文書 2 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 3 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 4 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 5 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 6 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 7 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 8 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 9 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 1 0 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 1 1 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 1 2 意見書の写しの送付について